

建設費用を補助します！

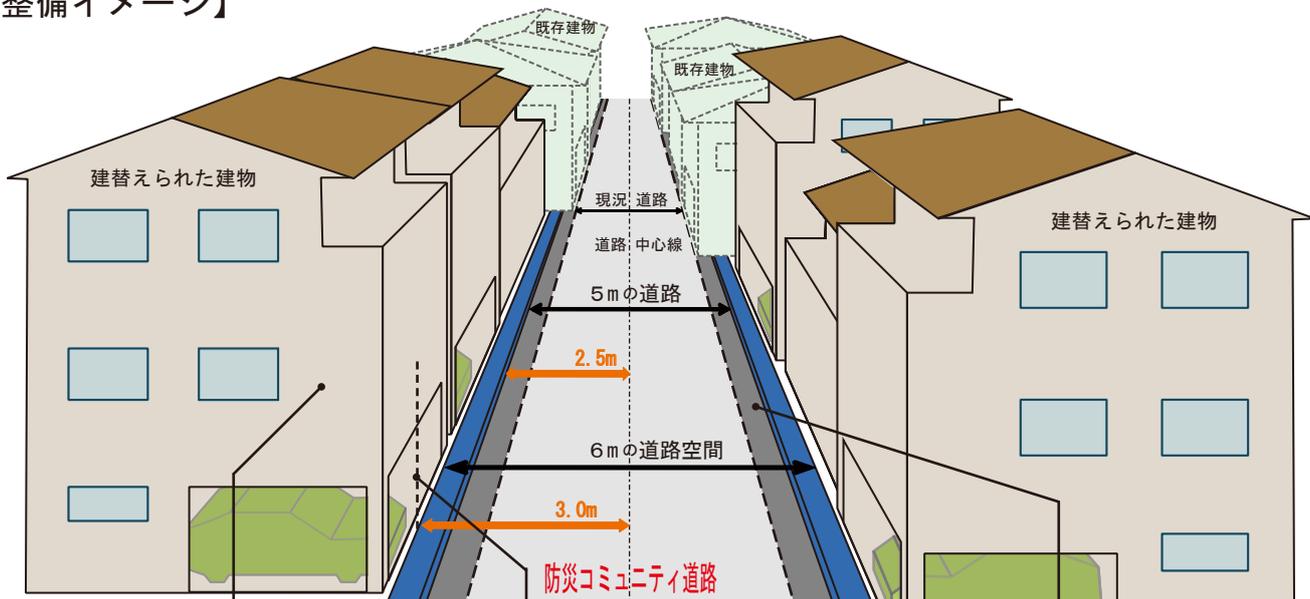
〔大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業〕

防災コミュニティ道路とは、災害時の延焼遅延や、避難・消防活動の円滑化を図るため、沿道建物の不燃化と概ね6mの道路空間の確保について、地域ぐるみで取り組む主要な生活道路です。

生野区北鶴橋地区では、平成23年10月に「北鶴橋のまちは私達で創り上げる憲章」を定め、下記地図の路線が「防災コミュニティ道路」として認定されています。

防災コミュニティ道路沿道の建物で、次の**基準**を満たす建替えや解体等を行う場合、費用の一部を補助します。

【整備イメージ】



基準1

建物の不燃化

耐火建築物
又は 準耐火建築物

基準2

道路空間の確保

建物の壁面後退
(道路中心から3m)

基準3

道路空間の確保

後退部分を道路状に整備
(道路中心から2.5mまで)

※後退部分の管理は土地所有者等



防災コミュニティ道路認定路線 (生野区北鶴橋地区)

〔大阪市統合型GISデータ転用〕

北鶴橋のまちは私達で創り上げる憲章

北鶴橋地区では、安全・安心・健全・美しいまちを理念として、私たちのまちは私たちが創り上げ、住みやすく誇れるまちの形成に努めることをめざして、この憲章を定めます。

北鶴橋地区では、
一、(安全)
災害に強いまちをつくるため、日頃の消防活動にも役立つ防災コミュニティ道路を軸として避難経路の確保と建物の不燃化・耐震化を進めます。

二、(安心)
自助・共助・公助の連携を密にするため、防災訓練などに積極的に取り組むとともに、地域のすべての人達が、すべての人々を助け合う、心が通うまちを作ります。

三、(健全)
防犯活動、子供見守り、敬老に力を入れ、健全で明るいまちをつくります。

四、(美しい街)
美しく明るく快適に住めるまちをつくるため、花や緑をいっぱい飾るなど、良好な環境づくりを進めます。

平成23年9月